

第 1 回 都市計画マスタープラン策定委員会

令和 2 年 7 月 2 9 日

志免町 都市整備課 都市計画係

1. 都市計画マスタープランについて

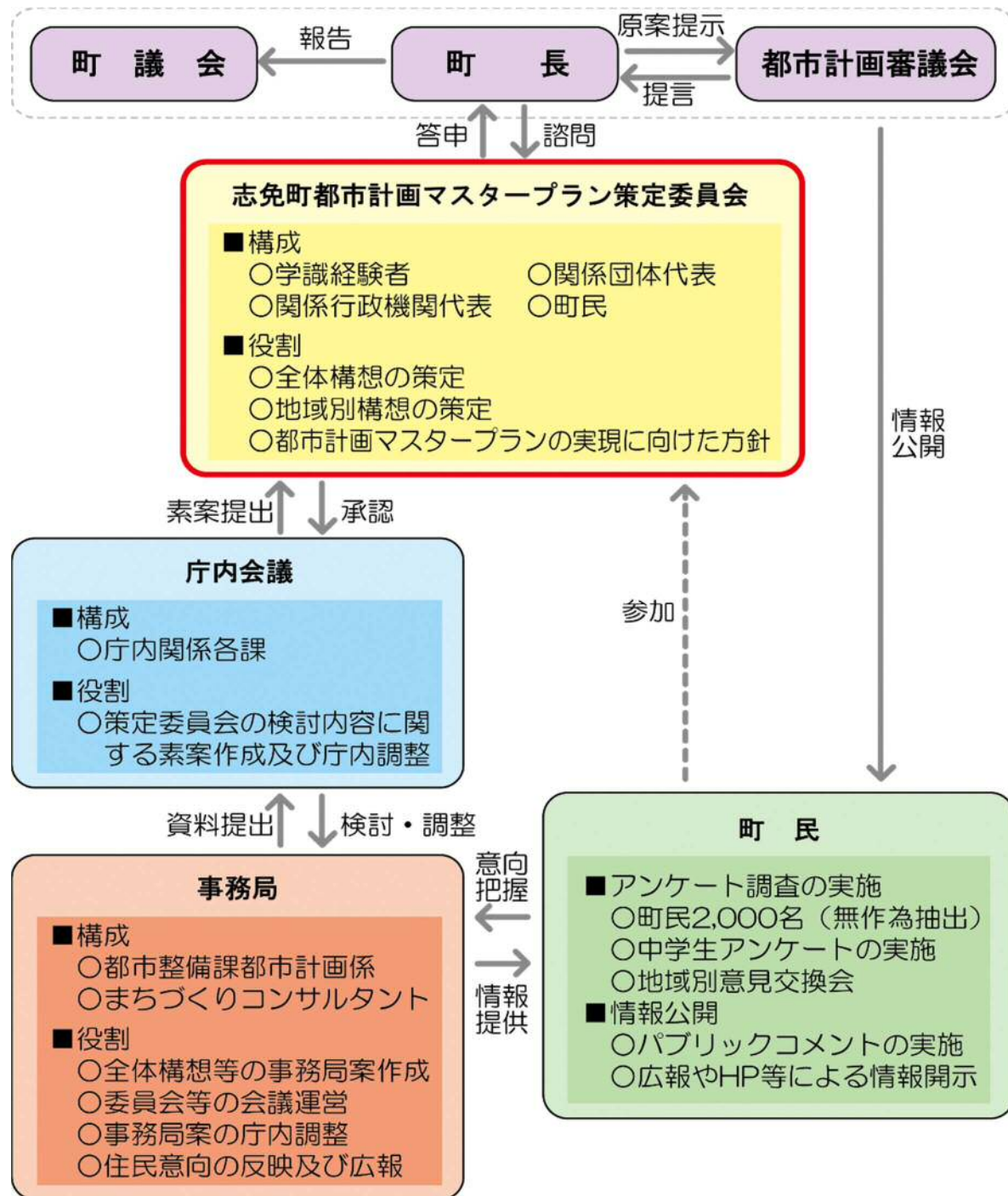
(1) 都市計画マスタープラン策定委員会の役割

都市計画マスタープラン策定委員会 = 都市マス策定における町長の諮問機関

※ 諮問機関 = 行政の諮問（意見を尋ね求めること）に応じて意見を述べる機関

「都市計画マスタープラン策定委員会」は、町長の諮問機関として都市計画マスタープランの内容について検討を行います。

策定委員会では、庁内会議を経て作成された計画の素案に対して、それぞれの立場から議論いただき、計画案の検討を行っていただきます。



▲都市計画マスタープランの改定体制

(2) 都市計画とは

- 「都市計画」とは、土地利用や建物に対するルールなどまちづくりのルールを定めるもの
- 「都市計画区域」とは、都市計画を定める区域

都市計画とは、住み良い良好なまちづくりを行うため、土地の利用や建物に対するルール、道路や公園等といった、私たちの生活に欠かせない都市施設の配置計画などまちづくりのルールを定めるものです。

また、都市計画を定める区域を「都市計画区域」として指定し、この都市計画区域の中で、都市計画に基づいたまちづくりを進めていくことになります。

(3) 都市計画マスタープランとは

- 「都市計画マスタープラン」とは、まちのあるべき姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画
- 現行の志免町都市計画マスタープランは、平成 21 年に策定され、令和 12 年（2030 年）を目標年次としている

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。この「基本的な方針」をより簡単に表すと、都市として発展していくための課題に対応した、志免町のあるべき姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画です。

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。
おおむね 20 年先を見通して策定	長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね 20 年後に設定します。
都市計画の目標や、新しい時代の町民生活を実現していくための方針を示す	現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した町民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。
町民のみなさんの意向を反映した計画	都市計画マスタープランの策定にあたっては、町民のみなさまの意向を反映することが求められるため、町民意向を把握するための方策が必要となります。
上位計画との整合	都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）に即したものとする必要があります。

1. 都市計画マスタープランについて

(4) 改定の目的

- 現行の都市計画マスタープラン策定から10年が経過
- 策定当時から社会情勢や町の状況・環境が変化していることから、計画の見直しが必要

現行の都市計画マスタープラン（平成21年5月策定）の策定から概ね10年が経過する中で、社会情勢や町の環境、町民の意識は大きく変化し、新たなまちづくりの課題が発生しています。

本町では、こうした課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、「志免町都市計画マスタープラン」の改定を行います。

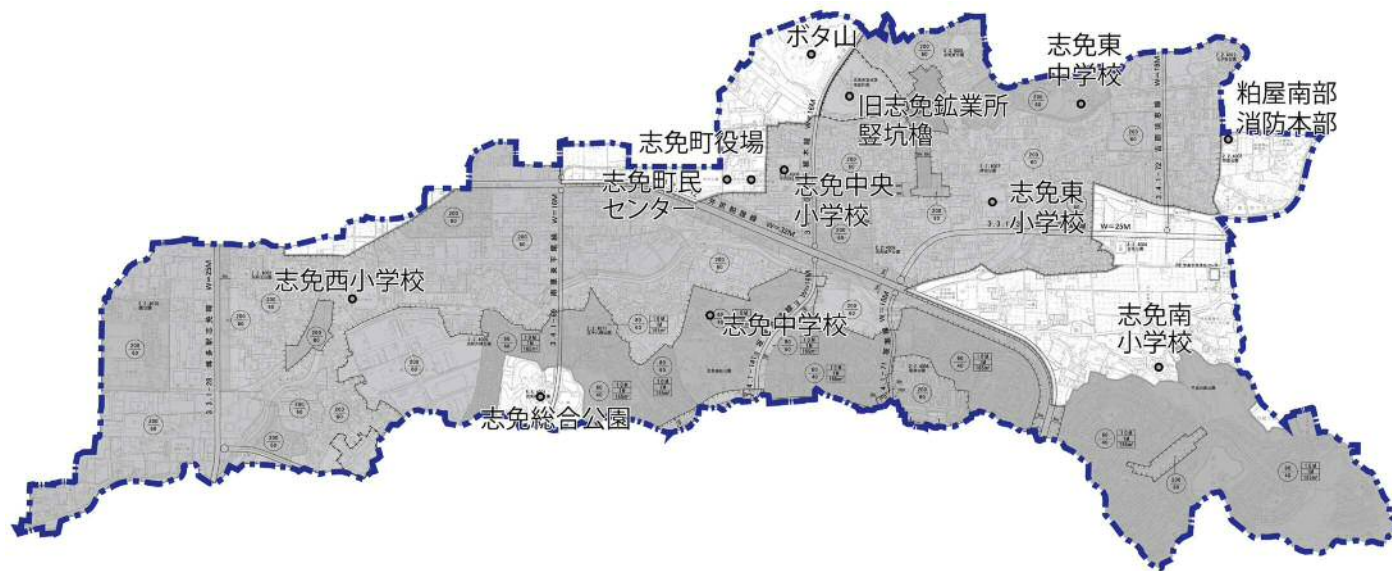
(5) 都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次

- 都市計画マスタープランの対象は、「都市計画区域」 = 志免町全域
- 目標とする年次は、策定から概ね20年後 = 令和22年（2040年）

本町は、福岡広域都市計画区域に属しており、町全域が都市計画区域となっています。

都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランは、原則的に都市計画区域を対象範囲とされているため、本町においては、町全域を対象範囲に設定します。

本マスタープランは、概ね20年後を見据えることとし、総合計画との整合等を考慮し、令和22年（2040年）を目標年次として設定します。

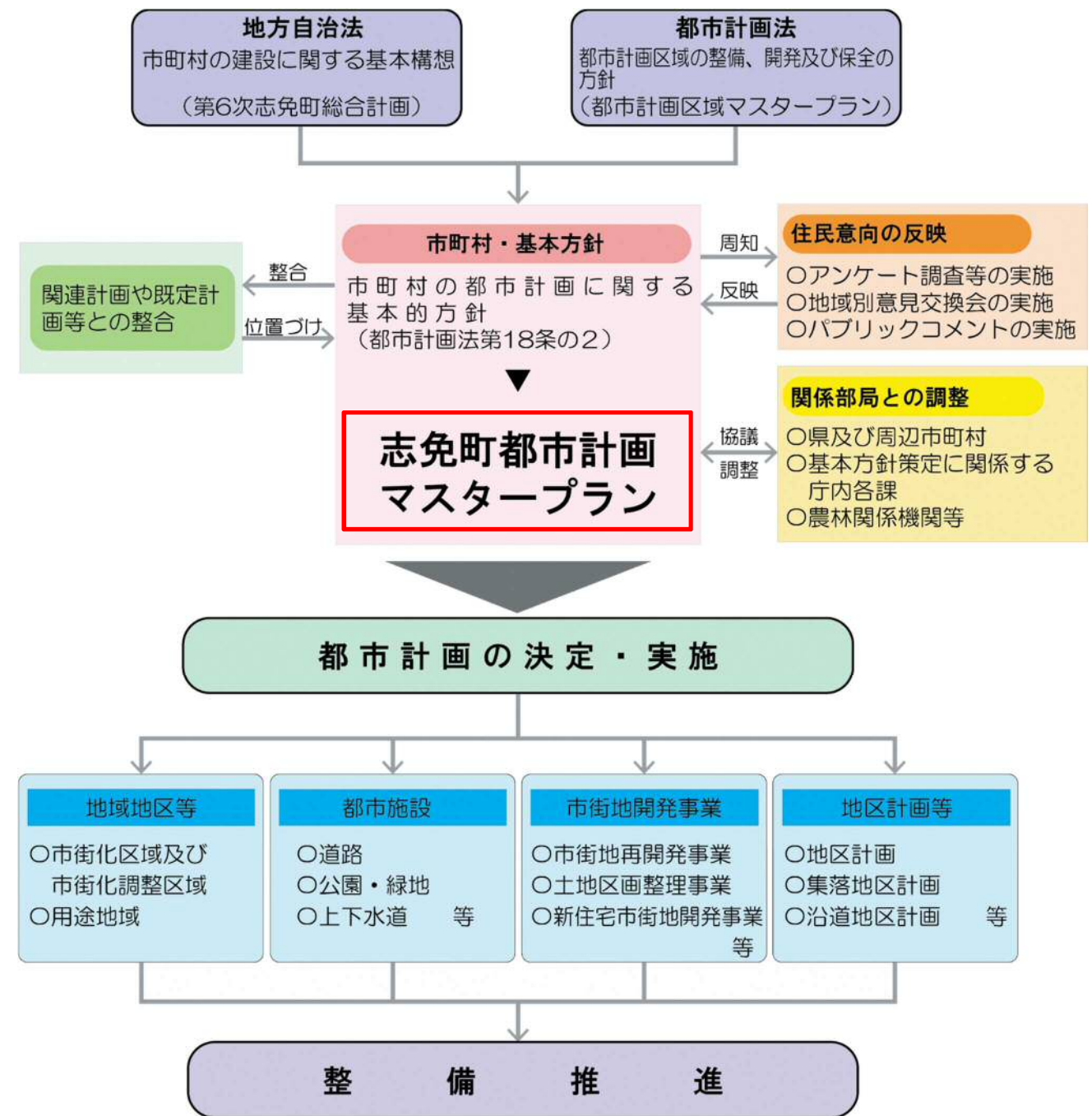


◆都市計画区域（町全域）：本計画の対象範囲
 人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域を、「都市計画区域」として指定し、都市計画に基づいたまちづくりを進めていくこととなります。

(6) 志免町都市計画マスタープランの位置づけ

都市マスは、
 上位計画に基づく計画
 住民意向を反映した計画
 関連計画と整合が取れた計画

志免町都市計画マスタープランは、第6次志免町総合計画、福岡県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡県が定める都市計画の総合的な方針。福岡県都市計画区域マスタープラン。）などの上位計画に即して定めます。また、町民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。



1. 都市計画マスタープランについて

(7) 志免町都市計画マスタープラン改定の視点

国の動き・法制度改正、上位関連計画の改定、社会情勢の変化等を踏まえ、志免町都市計画マスタープラン改定における視点を以下の通り、設定します。

視点①：国や県、上位関連計画との整合

現状 <ul style="list-style-type: none"> 全国的な人口減少・少子高齢化への対応や市街地の拡散、防災性向上への対応等のため、国の各種法制度が改正。 本町では、第6次志免町総合計画基本構想を策定、今後第6次志免町総合計画基本計画を策定予定。 	⇒	改定方針 国や県、上位関連計画等の改定等との整合を図り、 <u>社会情勢等の変化に対応した都市計画マスタープランの改定</u> を行います。
---	---	--

視点②：現行都市計画マスタープランの検証及び新たな取組の反映

現状 <ul style="list-style-type: none"> 現行計画策定時（平成21年5月）から、概ね10年が経過。 施策や施策に関わる事業の状況、新規事業の発生等、まちづくりの方向性に変化が生じている可能性がある。 	⇒	改定方針 現行計画に示している方針や施策の必要性を判断するとともに、新たな取組等を反映し、 <u>まちづくりの現状及び方向性の変化に応じた都市計画マスタープランの改定</u> を行います。
--	---	--

視点③：将来的な人口構造の変化への対応

現状 <ul style="list-style-type: none"> 志免町の人口は増加傾向にあり、今後20年程度は増加することが予想されている。（しかしながら約40年後には、現在の人口よりも減少することが予想されている。） 一方で、高齢化率の増加による人口構造の大きな変化が予想される。 	⇒	改定方針 都市計画マスタープランの目標年次である20年後の人口構造の変化を見据え、 <u>多様な居住者ニーズに対応した持続可能なまちづくりを推進する都市計画マスタープランの改定</u> を行います。
---	---	---

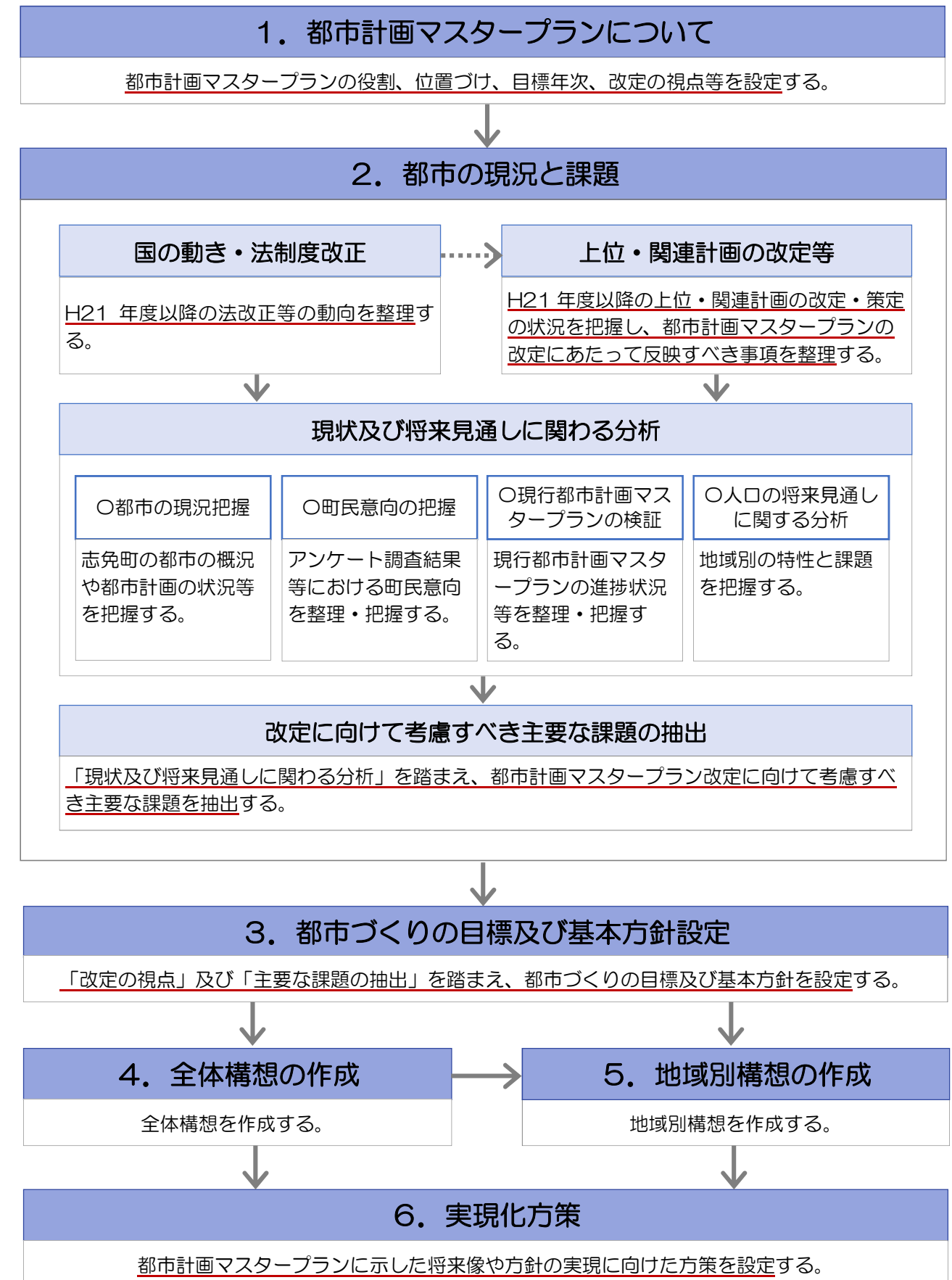
視点④：地域の個性を活かした志免町らしさの伸長

現状 <ul style="list-style-type: none"> 町の中心となる都市機能が集積した地域や、ボタ山、竪坑橋などの歴史的な資源が集積している地域など、地域ごとに個性を形成。 地域の個性を活かした町民主体のまちづくり活動が積極的に実施されている。 	⇒	改定方針 多様なまちづくりニーズを考慮し、 <u>地域ごとの個性や魅力を更に磨いていくためのまちづくりを推進する都市計画マスタープランの改定</u> を行います。
---	---	---

視点⑤：安全で安心して暮らせるまちに向けた防災対策の充実

現状 <ul style="list-style-type: none"> 近年、想定を超える大規模災害が多発し、災害に強いまちづくりが全国的な喫緊の課題。 ハード対策とソフト対策の両輪による防災・減災の取組に加え、災害発生後の復興を見据えた復興事前準備の取組が必要。 	⇒	改定方針 <u>災害リスクに対応した安全・安心なまちづくりを推進する都市計画マスタープランの改定</u> を行います。
--	---	---

(8) 志免町都市計画マスタープランの構成



1. 都市計画マスタープランについて

(参考資料) 志免町都市計画マスタープラン(平成21年5月策定)の概要

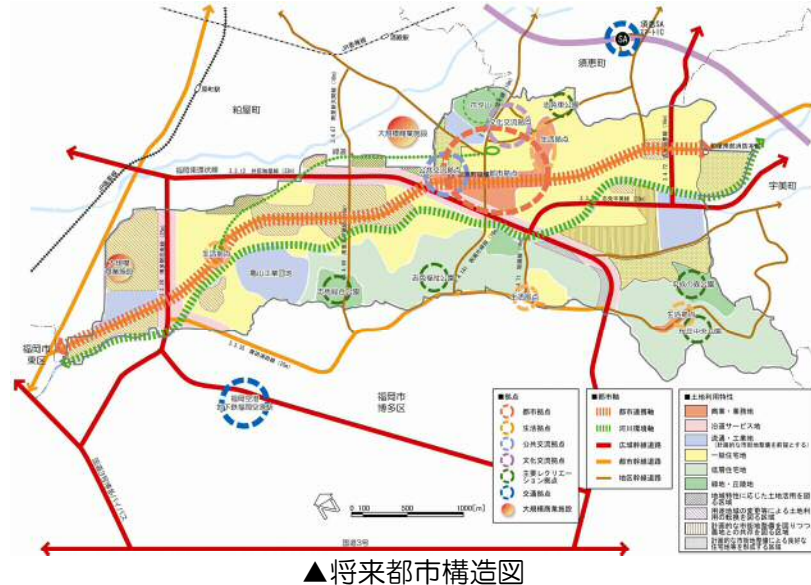
都市づくりの目標及び基本方針設定

【将来都市像】

「潤いある暮らしと心のふれあう“快適居住都市”
～すべての住民が快適に安心して生活できるまちづくりを目指して～」

【まちづくりの基本方針】

- ①拠点及び都市軸の形成による商業・業務・サービス機能の集積
- ②広域交通の利便性を活かした産業の立地促進
- ③計画的な市街地形成による良好な居住環境の創出
- ④生活を支える交通体系の確立と歩行者空間の確保
- ⑤地域文化や自然・歴史資源などを通じた潤いある暮らしの創出
- ⑥住民参加によるまちづくりの推進



全体構想

【土地利用の方針】

- 既成市街地における土地利用更新に対応した適正な土地利用の誘導
- 土地利用ニーズに対応した良好な市街地の形成
- 商業及び工業用地の維持・確保と産業立地の促進

【都市施設の整備方針】

- 都市計画道路の整備による広域道路網の構築
- 公共交通機関の利便性向上と安全な歩行者空間の確保
- 公園や緑地、河川、上・下水道などの計画的な配置及び整備の推進

【都市生活環境、都市景観づくりの方針】

- 快適で魅力ある都市生活環境・都市景観の形成
- 地域資源を活用した都市景観の創出

【安全・安心なまちづくりの方針】

- 災害が起こりにくく、災害に強いまちの形成
- 地域住民と一体となった防犯の推進
- 安心して住み続けられる環境づくりの推進

地域づくりの方針(地域別構想)

【西地域】

「交通利便に優れた様々な産業が集積する都市型居住のまちづくり」

【中央地域】

「様々な都市機能が集積し人が交流する賑わいのあるまちづくり」

【東地域】

「歴史と文化に育まれた豊かな暮らしと心が通う住みよいまちづくり」

【南地域】

「身近な自然と良質な環境を有する快適居住のまちづくり」

実現化方策

- 都市計画マスタープランの取り組み方針
- 重点的なまちづくり施策の推進
- 各種制度の活用
- 住民と行政の協働によるまちづくりの方針

(参考資料) 国の動き・法制度改正

平成21年5月の志免町都市計画マスタープラン策定後、全国的な人口減少・少子高齢化への対応、市街地の拡散や都市のスポンジ化の抑制、防災性向上への対応等のため、国は各種法制度の改正等を行いました。都市の効率的な運営のため、都市機能や土地利用等を適正に誘導し、持続可能で安全・安心に暮らせる都市づくりに向けた取組が進められています。



2. 都市計画マスタープラン改定に向けたスケジュール

工 種	年 月	令和2年度											令和3年度										
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1. 都市計画マスタープランについて																							
(1) 役割・位置づけの整理			■																				
(2) 目標年次等の設定			■																				
2. 都市の現況と課題																							
(1) 上位・関連計画の整理			■	■																			
(2) 都市の現況把握			■	■	■	■																	
(3) 町民意向の把握			■	■	■	■																	
(4) 現行の都市計画マスタープランの検証			■	■	■	■																	
(5) 人口の将来見通しに関する分析					■	■																	
(6) 都市の特性と都市構造上の課題の分析					■	■																	
3. 都市づくりの目標及び基本方針設定																							
(1) 都市づくりの目標・方針設定								■	■														
4. 全体構想の作成																							
(1) 全体構想（案）の作成								■	■														
(2) 全体構想の策定										■	■												
5. 地域別構想の策定																							
(1) 地域別構想（案）の作成													■	■									
(2) 地域別意見交換会の運営支援																■	■						
(3) 地域別構想の策定																■	■	■	■				
6. 実現化方策の作成																							
(1) 市街化調整区域の現状と課題整理																							
(2) 市街化調整区域の整備・保全に関わる基本方針																							
(3) 市街化調整区域における整備・保全の方策																							
(4) 関係機関協議																		●		●			
8. 町民説明会の運営支援																						●	
9. パブリックコメントの実施																						■	■
10. 都市計画審議会の開催																							●
11. 計画書及び概要版の作成																							■
12. 策定委員会の運営支援					●			●				●				●		●		●			●
13. 庁内調整会議の運営支援				●				●				●				●		●		●			●

■策定委員会での協議内容

第1回	・都市計画 MP の見直し方針 ・策定スケジュール
第2回	・都市の現況と課題 ・都市づくりの目標・方針
第3回	・第2回指摘事項と対応 ・全体構想 ・地域別現況
第4回	・第3回指摘事項と対応 ・地域別構想（案）
第5回	・第4回指摘事項と対応 ・地域別構想 ・市街化調整区域の現状と課題、基本方針
第6回	・第5回指摘事項と対応 ・市街化調整区域の整備・保全の方策 ・実現化方策
第7回	・パブリックコメント及び住民説明会の報告 ・都市計画マスタープランの最終確認